

これまでの審議会内容（答申）について

本市教育委員会では、平成 13 年に 7 月に羽曳野市教育改革審議会(以下「審議会」という)を設置し、諮問、審議を得て、平成 15 年 12 月に羽曳野市教育改革審議会中間報告「21 世紀の羽曳野の教育」の答申を受けた。

諮問した内容は、当時、本市教育行政の再重点課題として位置づけた 5 つの項目で、①特色ある学校・園づくりについて。②学校規模と教育効果について。③子どもたちに生きる力を培うための学校・園、家庭、地域の連携のあり方について。④これからの幼児教育のあり方について。⑤教職員の資質向上について。で、16 回の審議を得て、5 項目について答申が出された。

提言内容

- (1) 現在の「調整区域」は、当分の間存続させ、学校規模の適正化や児童・生徒の通学条件等の改善に生かしていくものとする。
- (2) 市域全体にかかる学校選択制度（完全自由校区制）については、市民ニーズと教育効果等についてさらに研究を行い、市民合意の下に方向づけしていくものとする。
当面は、子どもの発達段階を考えて、幼少期は「地域で子育て」を基本的な考え方とする。
- (3) 駒ヶ谷小学校については、恵まれた自然環境を生かしながら、大学などの教育機関の支援を受け、地域と一体となって特色ある教育を展開し、「教育特区制度」を活用し、学校規模の適正化と教育効果の向上をはかる。
- (4) 羽曳野中学校と埴生小学校については、両校の敷地が隣接しているという地理的条件を生かし、「小・中一貫教育モデル校」の早期実現をめざす。併せて「教育特区制度」を活用し、通学区域の弾力的運用をはかり、学校規模の適正化をめざす。ソフト面では、外部指導者の積極的導入も行いスポーツや教科の特色ある教育をすすめる。
- (5) 誉田中学校や峰塚中学校など校区の最周辺部に立地する学校は、通学距離の均衡をはかるため、将来の開発や人口の動向をみながら移転も視野に入れて望ましい位置等を検討する。その場合、地元要望等を尊重しながら中学校区内の小学校の進学先中学校も併せて見直すものとする。

中間報告が出されてから 10 年が経過しようとする平成 25 年度段階では、審議会で示された答申での提言が、本市の教育行政運営にあたっての大きな柱として意識はされていたものの、提言内容について具体的な検討や実現化には至らなかった。また、前段で示

したとおり現在の子どもたちを取り巻く環境も当時と比べても大きく変わり新たな課題もでてきており、また、中間報告で想定した羽曳野市の教育における課題がより現実味を帯び、緊急性の高い課題となってきた。

このような状況の中、小中一貫教育の推進など一部実現化に向けた取り組みがされてはいるものの、多くの課題について解決への方向性、対策を持たないまま積み残され、早急な対応が求められたことから、平成 26 年 8 月に再度審議会に対して、①今後の幼小中一貫教育のあり方について、②今後の幼稚園教育のあり方について諮問し、6 回の審議及び 1 回の施設見学を経て、平成 27 年 3 月に答申を受けた。

答申内容

「幼小中一貫教育の基本的な方向性について」

- 1 一貫教育については全国的な事例を見ても、幼稚園、小学校、中学校の「学校文化」の違いや教職員の指導観や意識の違いなどが、連携の大きな「壁」や相互理解の難しさになっていることが指摘されている。しかし、子どもの発達段階の違い、指導方法の違いを前提にしつつも、円滑な接続による子どもの健全な成長を育むという共通目標のために、「幼小中一貫教育は子どものためのもの」であるという認識に立つこと。
- 2 一貫教育は「教職員のためのもの」である。先に述べたように、現在の社会情勢を踏まえ、「新たな学び」の構築が求められており、教員には新たな学びを支える「学び続ける教員像」の確立が求められている。そのためには、一貫教育は互いの指導内容や指導方法に学び、資質・能力や指導力の向上のための教員の「学びの場」であるという認識に立つこと。
- 3 幼小中一貫教育は、教育行政と学校との協働作業である。とりわけ、教育行政はビジョンやロードマップを策定し計画的に推進するとともに、学校現場が効果的・効率に取り組めるよう、多忙化の解消や人的支援など、施策を講じる必要があることを申し添える。

「羽曳野中学校区の施設一体型一貫教育のあり方について」

- 1 市教育委員会として、羽曳野中学校区の施設一体型の一貫教育のモデル校としての位置付けを明確にし、中学校区との連携を図ること。その際、施設設備等の及び教育内容の充実への支援、人事交流など、中学校区の取組を積極的に支援すること。
- 2 中学校区においては、中学校区の実情を考慮しながらも、施設一体型の学校の成果を生かし、先進的な取組も参考にしながら、特色ある取組を進めること。その際、教職員の共通理解を促進し、協働態勢を構築する上からも、職員室の一体化も含めて検討すること。
- 3 小・中学校の子ども同士の交流については、さまざまな意見があるが、交流によっ

て小学生は中学生への憧れが芽生え、中学生は小学生に対する労わりの心が育つなど、期待される成果も大きい。保護者の理解を得ながら、行事や日常の活動の中で、子ども同士の交流を進める方策を検討すること。

「今後の幼稚園教育のあり方について」

- 1 市教育委員会は、幼稚園における教育活動が効果的に行われるよう、適正規模・適正配置をはかり、人的、物的資源の再編を行うこと。
- 2 市教育委員会は、各幼稚園の特色ある取組、これまでの設置の経緯、地域事情・地域連携、地理的要因、地域や保護者の思い、利便性、幼小連携・幼保連携など、多様な観点から検討する必要がある、合意形成の努力を最大限図ること。
- 3 市教育委員会は、再編の対象となった幼稚園に対しては、幼稚園教育の充実の観点から、施設設備の充実や人的支援等に努め、園児の環境の変化への対応に配慮すること。
- 4 市教育委員会は、小規模で運営する幼稚園に対しては、少人数での教育活動の特性を活かすとともに、社会性の涵養の機会の確保、施設設備の充実や人的支援等に努め、小規模の課題を補うように努めること。
- 5 市教育委員会は、国の流れを鑑み、就学前幼児の小学校入学時における段差解消のため、保育園と幼稚園の新たな連携をはじめ、保育園と小学校、幼稚園と小学校の連携をさらに充実させることが必要である。また、新たに創設されるこども未来室との連携を図ること。
- 6 幼稚園の役割を踏まえ、支援が必要な子どもたちに対して、専門性に基づく支援教育の充実に努めること。
- 7 幼稚園は、地域や保護者の思いに対応しながら、地域との協働を図るとともに、地域の特性を活かした特色ある幼稚園教育を進めること。
- 8 幼稚園は、「羽曳野市 11 か年モデルカリキュラム」の有効活用に努め、小学校、中学校との連携に取り組むこと。